

答 申 個 第 8 3 号
平成29年11月15日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年9月28日付け西区窓第61号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

繰り返し請求を行った証拠の請求書の個人情報開示請求却下処分事案（諮問個第96号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、平成27年7月15日付けで、次のとおり個人情報の開示請求（以下、「本件請求」という。）をした。

H27.6.11西区窓第10号個人情報開示請求却下処分通知書で却下理由に、「繰り返し請求を行っている」と書いてあります。

つきましては私が繰り返し請求を行った証拠の請求書を一切合切情報開示して下さい。H26.9.5～直近まで。

H27.6.11西区窓第10号とH27.4.10西区窓第7号とH26.9.5西区窓第12号は除きます。尚10号と7号は却下処分なので、開示を受けておりません。私は繰り返し請求はしていません。「新たな」申し出と書かれた文書の請求は今回初めてです。

- (2) 実施機関は、本件請求に対して平成27年7月30日付けで、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

繰り返し請求に当たるかどうかは、個々の請求ごとに判断している。

本件請求は、請求者がこれまで行ってきた個人情報開示請求に対する実施機関の評価を求めるものであり、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認することを保障するための制度である個人情報開示請求制度の趣旨を著しく逸脱したものであるため。

- (3) 異議申立人は、平成27年8月28日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 異議申立人が本件請求で言及している個人情報開示請求却下処分について

貴審査会の平成27年3月23日付け答申個第26号において、異議申立人が、実施機関から既に関示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられるとしたうえで、異議申立人が「修飾語」を付けて行う請求は、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的とした請求であり、また、「修飾語」を付していない請求であっても、繰り返し請求することに正当な理由が認められない請求については、個人情報開示請求の趣旨から著しく乖離するもので、権利の濫用に当たり、実施機関は今後当該請求を却下できると指摘している。

当職は、この答申を受けて、異議申立人が本件請求で言及している次の個人情報開示請求却下処分を行っている。

平成27年6月11日付け京都市指令西区窓第10号

＜却下理由＞

平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で既に関示済みの文書について繰り返し請求するもので、平成27年4月10日付け京都市指令西区窓第7号において、個人情報開示請求却下処分を行っている内容を繰り返し請求するものである。

なお、上記の個人情報開示請求却下処分に対して、異議申立人から平成27年5月20日異議申立てが出され、貴審査会に諮問済みである。

(2) 本件処分について

上記(1)のとおり、当職は、答申個第26号を受けて、個人情報開示請求について、主張を認めさせる目的であるかどうか、繰り返し請求に当たるかどうかは、個々の請求ごとに判断している。

どのような個人情報開示請求を行っているかは、開示請求書の控えを保有しているため、当然異議申立人が承知している情報であることからしても、本件請求は、上記(1)の却下処分を受けて、これまで異議申立人が行ってきた個人情報開示請求について、当職の評価を求めるものであり、当職がどのような個人情報を保有しているかの開示を求めるという個人情報開示請求制度の趣旨から著しく逸脱したもので、権利の濫用に当たるものであることは明らかである。

また、異議申立書で、次のように述べていることからしても、本件請求が個人情報開示請求制度の趣旨を逸脱したものであることは明らかである。

「京都市が却下した理由に虚偽が書いてあったからです。役所でも虚偽はよくないので、

教育する趣旨で繰り返し請求しているが、その「証拠」の文書が欲しかっただけです。」

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

「新たな」申し出と役所が虚偽を書いたわけだから、反省させるため裁判所に提出します。そこで落書きのない文書を求めました。

京都市が却下した理由に虚偽が書いてあったからです。（事実無根なことが毎度どこかに書いてあった。）

役所でも虚偽はよくないので教育する主旨で繰り返し請求しているが、その「証拠」の文書が欲しかっただけです。京都市をよくするためですので却下しないで開示して下さい。

私の目的は第1条の通りです。権利の乱用ではありません。逆に君らは呆ける権利の乱用をしているのです。詭弁でとぼけるのが公務かよ。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に至るまでの経過について

ア 異議申立人からの個人情報開示請求に基づき、特定の文書（以下「文書A」という。）について、平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号及び平成26年10月9日付け京都市指令西区窓第15号により、実施機関は2回開示決定通知を交付し、開示している。

イ その後、異議申立人は、平成27年3月18日に、個人情報開示請求書に「嘘が書いてあるので欲しい。」と記載したうえで、文書Aを求めて個人情報開示請求を行った。これに対して実施機関は、既に開示している文書Aに異議申立人の主観的評価を加えて開示を求めるものであって、請求者の主張を実施機関に認めさせることを目的とするものであると認められることから権利の濫用に当たると判断し、平成27年4月10日付け京都市指令西区窓第7号により却下処分を行った。

ウ さらに、異議申立人は平成27年5月20日に、文書Aを求める個人情報開示請求を行い、これに対して実施機関は、「本件請求は、平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号の個人情報開示決定において請求者に開示している文書について、繰り返し請求を行っているものである。請求者は本件請求以外にも、既に開示を受けた文書や実施機関

から受領した文書について、何度も繰り返し請求を行っており、もはや繰り返し請求することに正当な理由が認められない。また、平成27年4月10日付け京都市指令西区窓第7号において、個人情報開示却下処分を行っている内容を繰り返し請求するものである。したがって、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から乖離したものであり、権利の濫用である。」とし、平成27年6月11日付け京都市指令西区窓第10号により却下処分（以下「前処分」という。）を行った。

(2) 本件請求について

ア 異議申立人は、個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）において、前処分に言及しつつ、「H27. 6. 11西区窓第10号個人情報開示請求却下処分通知書で却下理由に、「繰り返し請求を行っている」と書いてあります。」と前置きをし、「つきましては私が繰り返し請求を行った証拠の請求書を一切合切情報開示して下さい。H26. 9. 5～直近まで。H27. 6. 11西区窓第10号とH27. 4. 10西区窓第7号とH26. 9. 5西区窓第12号は除きます。尚10号と7号は却下処分なので、開示を受けておりません。私は繰り返し請求はしていません。」と記載している。

イ 本件請求書の記載内容から、異議申立人の求める請求書は、上記前置き部分で特定している「H27. 6. 11西区窓第10号個人情報開示請求却下処分」に係る繰り返し請求の個人情報開示請求書（以下「特定の処分に係る請求書」という。）であると解することもできる。

しかし、「証拠の請求書を一切合切」という表現や、「H26. 9. 5～直近まで」と幅をもった期間を指定していること、さらに「H27. 4. 10西区窓第7号とH26. 9. 5西区窓第12号は除きます。」との記載があり、特定の処分に係る請求書を除いていることからすれば、異議申立人の求める文書は、特定の処分に係る請求書ではなく、実施機関が前処分において、「したがって、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から乖離したものであり、権利の濫用である。」と実施機関が判断したところの全ての個人情報開示請求書を求めているものであると認められる。

(3) 本件処分について

ア 本件請求は、異議申立人が6(1)ウの前処分を受けて、「私が繰り返し請求を行った証拠」の個人情報開示請求書を求めているものである。

イ 前処分は、既に複数回開示した文書Aを求めた請求に対して、実施機関が「請求者は、本件請求以外にも、既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、何度も繰り返し請求を行っており、もはや繰り返し請求することに正当な理由が認められない。」として、権利の濫用と判断し、却下処分を行ったものである。

ウ 当審査会では、平成27年3月23日付け答申個第26号、平成28年10月21日付

け答申個第60号, 同61号及び同62号において, 異議申立人から多数の開示請求や異議申立てが出されている状況に加えて, その開示請求の中には異議申立人の主観的な評価を修飾語として付し請求されているものや同一の文書が繰り返し請求されているものが多くを占めているといった状況を確認したうえで, 異議申立人による繰り返しの開示請求は, 正当な理由があるとは言えず, 権利の濫用に当たるものであると認められることから却下処分を妥当と判断している。

エ 前処分においても, 実施機関は, 当該請求が複数回の繰り返し請求であることに加えて, 当該請求以外にも, 既の開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について, 何度も繰り返し請求を異議申立人が行っていることを踏まえて, 権利の濫用と判断し, 却下処分を行っている。

オ 個人情報開示請求書は, 開示請求の際に, その控えが異議申立人に既に交付されているものである。また, 6(2)イで確認したように, 本件請求は, 特定の処分に係るものではなく, 繰り返し請求が権利の濫用に当たるとする, 前処分における実施機関の判断や評価を求めるものであって, 実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認することを保障するための制度である個人情報開示請求制度の趣旨を著しく逸脱したものであり, 権利の濫用に当たるものであると認められる。

(4) 以上により, 「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 9月28日 諮問(諮問個第96号)
10月28日 実施機関からの理由説明書の提出
平成29年 1月20日 審議(平成28年度第9回会議)
2月22日 審議(平成28年度第10回会議)
5月25日 審議(平成29年度第1回会議)
10月 6日 審議(平成29年度第4回会議)
11月15日 審議(平成29年度第5回会議)

※ 実施機関の職員の理由説明は, 審査会が必要がないと認め, 実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会(部会長 市川 喜崇)